



発行 東京都

目次

33

規則

○薬事法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部業務課）…

規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条(一)中「規定に基づく」を削り、同条(六)を次のように改める。

(六) 削除

第一条(七)中「第一項（同項第九号を除く。）から第四項まで」を削り、同条(八)を次のように改める。

(八) 規則第十六条の二の規定に基づく薬局の特定販売の実施の有無等の変更届書

第一条(三)中「規定に基づく」を削り、同条中(四)から(五)までを削り、(六)を(七)とし、同条(四)及び(五)中「第百五十九条」を「第百五十五条」に改め、同条中(六)を(七)に、(七)を(八)に改め、同条(八)中「第百五十九条」を「第百五十五条」に改め、同条中(九)を(十)とし、(十)の次に次のように加える。

(四) 規則第百五十九条の十九第二項の規定において準用する規則第十六条の規定に基づく店舗販売業の店舗管理者等の変更届書

(五) 規則第百五十九条の二十第二項の規定において準用する規則第十六条の二の規定に基づく店舗販売業の特定販売の実施の有無等の変更届書

第一条(四)中「百五十九条」を「第百五十九条の二十二第二項」に改め、同条中(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(五) 規則第百五十九条の二十三の規定に基づく店舗販売業の休廃止等届書

第一条(五)中「第百五十九条の規定において準用する規則第十八条」を「第百五十九条の二十三」に改め、同条中(六)を(七)とし、(七)から(八)までを(八)から(九)までとし、同条(六)の「改正省令」を「平成二十一年改正省令」に改め、同条中(七)を(八)とし、(八)を削り、同条

(九)及び(十)中「改正省令」を「平成二十一年改正省令」に改め、同条中(九)を(十)とし、(十)を削り、(空)の次に次のように加える。

(空) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下「平成二十六年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定に基づく薬局及び店舗販売業者の要指導医薬品の販売又は授与の届書

(空) 平成二十六年改正省令附則第三条第二項の規定に基づく薬局及び店舗販売業者の特定販売の書類

(空) 平成二十六年改正省令附則第九条第一項の規定に基づく旧薬種商販売業者の要指導医薬品の販売又は授与の届書

(空) 平成二十六年改正省令附則第九条第二項の規定に基づく旧薬種商販売業者の特定販売の書類

(空) 平成二十六年改正省令附則第九条第四項から第六項までの規定に基づく旧薬種商販売業者の変更届書

第九条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002